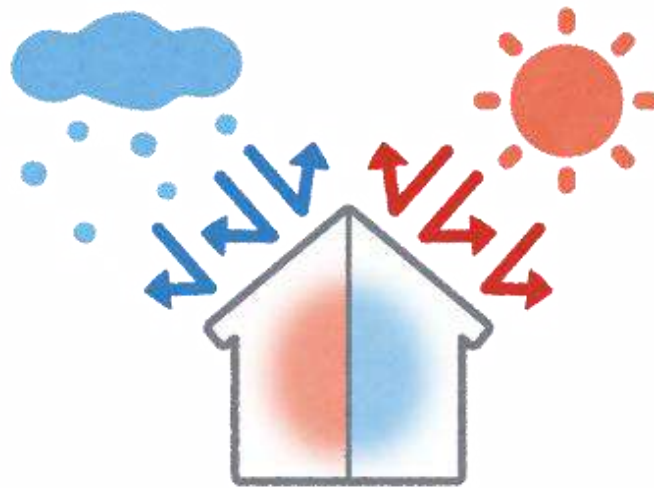
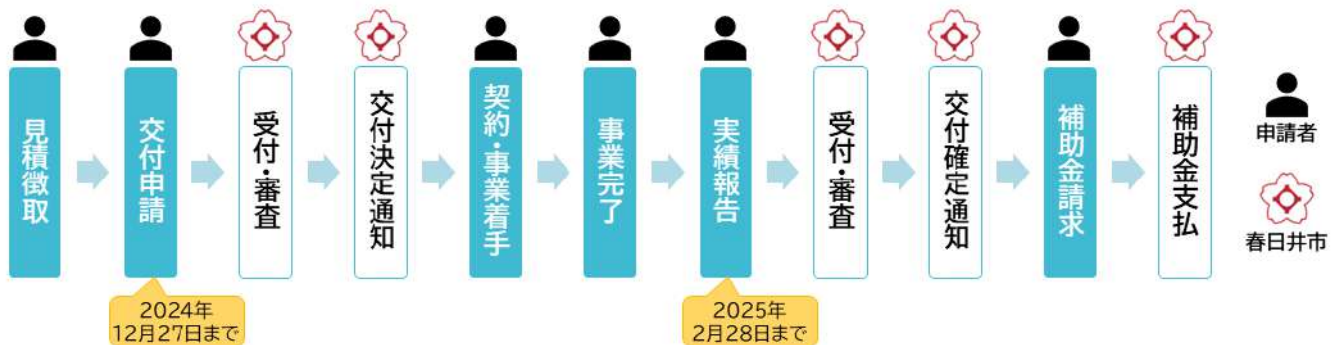


# 住宅省エネ改修費補助制度の手引き

2050年カーボンニュートラル実現に向け、既存住宅における窓・屋根等の断熱改修や省エネ機器の導入により既存住宅の省エネルギー化を推進するため、省エネ基準<sup>i</sup>やZEH(ゼッチ)水準<sup>ii</sup>への適合を図る改修工事費等の一部を補助します。



## <手続きの流れ>



- ※ 交付決定通知前に契約・事業着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。
- ※ 交付申請は、事業着手予定日の30日前までに申請してください。

## <問合せ・申込み先>

春日井市 環境部 環境政策課 環境推進担当

【住所】〒486-8686 春日井市鳥居松町5-44 (春日井市役所3階)

【電話】(0568)85-6216

【E-mail】[kansei@city.kasugai.lg.jp](mailto:kansei@city.kasugai.lg.jp)



春日井市住宅省エネ改修費補助制度

## 目次

1	期間	1
2	対象住宅	1
3	補助対象者（申請者）	1
4	補助対象事業	1
	(1) 補助対象事業	1
	(2) 補助要件	2
	(3) 補助対象事業費	4
5	補助率・補助上限額	6
6	申請手続き	6
	(1) 手続きの流れ	6
	(2) 交付申請について	7
	(3) 変更申請について	9
	(4) 完了実績報告について	9
	(5) 補助金額確定について	11
	(6) 請求書の提出について	11
7	その他留意事項	11
	(1) 他の補助金との関係	11
8	記入例	12
	(1) 第1号様式 補助金交付申請書	12
	(2) 別紙1(第1号様式) 確認書	14
	(3) 別紙2(第1号様式) 内訳書(省エネ診断)	15
	(4) 別紙3(第1号様式) 内訳書(省エネ設計・改修)【省エネ基準相当】	16
	(5) 別紙4(第1号様式) 内訳書(省エネ設計・改修)【ZEH水準相当】	17
	(6) 別紙5(第1号様式) 現況写真	18
	(7) 参考様式1 仕様確認書	20
	(8) 参考様式2 耐震性能証明書	21
	(9) 参考様式3 構造安全性能証明書	22
	(10) 参考様式4 省エネ改修工事承諾書等	23
	(11) 第7号様式 補助金完了実績報告書	24
	(12) 別紙1(第7号様式) 工事写真	25
	(13) 別紙2(第7号様式) 施工チェックリスト	26
	(14) 第9号様式 請求書	27
9	用語説明	28

# 1 期間

2024年4月1日(月) から 2025年2月28日(金) まで

- ・ 交付申請提出期限:2024年12月27日(金)
- ・ 実績報告提出期限:2025年2月28日(金)

※ 補助金の交付は予算の範囲内で先着順に行います。

# 2 対象住宅

春日井市内にある民間の既存住宅

- ・ 一戸建て住宅
- ・ 共同住宅等:長屋または共同住宅

※ 店舗等の用途を兼ねるものは、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。なお、店舗等の部分は対象外。

# 3 補助対象者（申請者）

対象住宅の所有者または管理組合<sup>iii</sup>

- ※ 管理組合が申請する場合、一申請で複数住戸についての申請が可能。その場合、各住戸の内訳が分かる書類の添付が必要。
- ※ 共同住宅等の区分所有者が共用部分(住戸の窓・ドア等)の改修を行う場合、管理組合の承諾が必要な場合がある。

# 4 補助対象事業

## (1) 補助対象事業

補助金の交付は、同一敷地内において省エネ診断及び省エネ設計・改修それぞれ1回限りとなります。

事業	内容	
省エネ診断	対象建物の省エネ性能を推定する診断（調査）	
省エネ設計・改修	省エネ設計	省エネ改修を目的とした調査・設計・計画
	省エネ改修	対象建物を省エネ基準または ZEH 水準に適合させる改修工事
	全体改修	・ 省エネ基準適合
		・ ZEH 水準適合
部分改修	・ 省エネ基準適合	
	・ ZEH 水準適合	

## (2) 補助要件

事業		要件	
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>補助金の交付決定後に契約・事業着手すること</u></li> <li>・ <u>交付決定の日以降かつ本年度の2月末日までに事業を完了すること</u></li> </ul>	
省エネ診断		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住宅性能評価等により、対象住宅の省エネ性能を事前に把握していないこと</li> <li>・ 省エネ設計・改修補助を申請する際に必須ではない</li> </ul>	
省エネ設計・改修	省エネ設計		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ改修と併せて行うこと(省エネ設計のみは対象外)</li> <li>・ 省エネ改修補助を申請する際に必須ではない</li> </ul>
	省エネ改修	全体改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現状 ZEH 水準を満たしていないこと※1</li> <li>・ <u>原則、昭和56年(1981年)6月1日以降に着工された住宅であること</u>※2</li> </ul>
		省エネ基準	
	部分改修	省エネ基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改修後の住宅が省エネ基準または ZEH 水準に適合することについて、BELS<sup>iv</sup>等の第三者機関による評価・認証を受けていること(取得予定を含む)</li> <li>・ 対象住宅の階数が2階以下、かつ、床面積が500㎡以下の木造住宅であり、ZEH 水準に該当する場合は、構造安全性※3①～④のいずれかに該当すること</li> <li>・ <u>複数の開口部(窓・ドア)の断熱改修工事を含む改修工事を行うこと</u></li> <li>・ カタログ等により、省エネ基準または ZEH 水準への適合が確認できること</li> </ul>
ZEH 水準			

※1 現状、省エネ基準を満たしている住宅及び住宅の部分にあつては、ZEH 水準を満たすための改修工事に限る

※2 昭和 56 年5月 31 日以前に着工したもののうち、耐震診断により構造安全性が確かめられたもの、または省エネ改修の完了までに耐震改修等を行うものは、この限りではない

※3 構造安全性

- ① 構造計算により構造安全性が確かめられたもの
- ② 壁量等基準(案)または公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられたもの(ただし、柱の小径に関する規定への適合は要件としない。)
- ③ 現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たすもの
- ④ 現行の住宅性能表示制度における耐震等級2を満たし、かつ、当該住宅の所有かつ居住する者が、次の a 及び b について同意したもの
  - a 国土交通省において、壁量等基準(案)を原案として政省令、告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続を経た上で公布することを予定しており、公布される基準は、令和7年4月以降に建築される木造の ZEH が満たすべき基準となること
  - b 当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること

## ア 省エネ改修工事

### (ア) 開口部(窓、ドア)の断熱改修工事

区分	仕様
省エネ基準	以下の各号のいずれかに該当すること ①国土交通省所管の「 <a href="#">子育てエコホーム支援事業</a> 」において開口部の改修(「断熱等」の機能を有するものに限る。)に型番登録された建材であること ②カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できること
ZEH水準	以下の各号のいずれかに該当すること ①「 <a href="#">子育てエコホーム支援事業</a> 」において開口部の改修(「断熱等」の機能を有する者に限る。)に型番登録された建材のうち、一戸建ての住宅においては性能区分B以上、共同住宅等においては性能区分C以上であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できること

### (イ) 躯体等(外壁、屋根、天井または床)の断熱改修工事

区分	仕様
省エネ基準	以下の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等が省エネ基準の仕様基準に適合すること ①「 <a href="#">子育てエコホーム支援事業</a> 」において登録されている建材であること ②カタログ等により、省エネ基準の仕様基準への適合が確認できること
ZEH水準	以下の各号のいずれかに該当する断熱材であって、厚さ等がZEH水準の仕様基準に適合すること ①「 <a href="#">子育てエコホーム支援事業</a> 」において登録されている建材であること ②カタログ等により、ZEH水準の仕様基準への適合が確認できること

### (ウ) 設備(高効率給湯器等)の効率化に係る工事

設備種別※1	適用		仕様・備考	
	省エネ基準	ZEH水準		
太陽熱利用システム	○	○	<p>「<a href="#">子育てエコホーム支援事業</a>」において登録されている設備機器であること。または、カタログ等により右記の要件を満たすことが確認できること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 強制循環式のもので、JIS A4112:2020 に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。(蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021 に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。)</li> <li>・ JIS A5532:2011 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること。</li> <li>・ JIS C9220:2018 に基づく年間給湯保温効率、または年間給湯効率が 3.0 以上であること。</li> <li>・ 給湯暖房器にあつては、給湯部熱効率が 94%以上であること。給湯単能器、ふろ給湯器にあつては、モード熱効率が 83.7%以上であること。</li> <li>・ 油だき温水ボイラーにあつては、連続給湯効率が 94%以上であること。石油給湯器の直圧式にあつては、モード熱効率が 81.3%以上であること。石油給湯器の貯湯式にあつては、74.6%以上であること。</li> <li>・ 熱源設備は電気式ヒートポンプとガス補助熱源機を併用するシステムで貯湯タンクを持ち、年間給湯効率(JGKAS A705)が 102%以上であること。</li> </ul>	
高断熱浴槽	○	○※2		
高効率給湯器	電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	○		○※3
	潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	○		○※3
	潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)	○		○※3
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)	○	○	

節湯水栓	○	○※4	・ JIS B2061:2017 に規定する「節湯形」の水栓と同等以上の機能を有すること。
燃料電池 (エネファーム)	○	○	・ 燃料電池発電ユニットについては、エネルギー消費性能計算プログラムにおいて選択可能な機種であること。(燃料電池発電ユニットの後付けも可)
コージェネレーション 設備	○	○	・ ガスエンジン・コージェネレーションについては、ガス発電ユニットの JIS 基準(JIS B8122)に基づく発電及び排熱利用の総合効率が、低位発熱量基準(LHV 基準)で 80%以上であること。
蓄電池	○	○	・ ピーク時等のエネルギー需要抑制に係る蓄電池部に加え、インバーター、コンバータ、パワーコンディショナ等電力変換装置を備えたシステムとして一体的に構成された機器であること。
LED 照明	○	○	・ 工事を伴うものに限る。

- ※1 節湯水栓については、設置を行った台数分を補助する。それ以外の設備については、設置を行った設備の種類に応じて戸当たり1台分までを補助対象とする。
- ※2 高断熱浴槽(ZEH 水準に限る)の設置:次のいずれかに該当すること。  
 ・ 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの2点セット(既設も可)  
 ・ 「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかと節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る)との3点セット(既設も可)
- ※3 高効率給湯器(ハイブリッド給湯器を除く ZEH 水準に限る)の設置:高断熱浴槽と節湯水栓(浴室シャワー水栓に限る)との3点セットに限る。(既設も可)
- ※4 節湯水栓(ZEH 水準に限る)の設置:浴室シャワー水栓に限る。また、次のいずれかに該当すること。  
 ・ 「ハイブリッド給湯器、エネファーム、コージェネレーション設備」いずれかとの2点セット(既設も可)  
 ・ 高断熱浴槽と「エコキュート、エコジョーズ、エコフィール」いずれかとの3点セット(既設も可)

### (3) 補助対象事業費

事業			対象事業費※1
共通			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BELS 等の評価・認証に係る費用</li> <li>・ 国等その他の補助制度を受けた、または受ける予定がある場合、その補助制度の対象経費を除く</li> <li>・ 消費税を除く</li> </ul>
省エネ診断			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ診断に係る費用</li> <li>・ 省エネ診断に必要となる調査に係る費用</li> </ul>
省エネ設計・改修	省エネ設計		・ 省エネ改修とあわせて行う調査・設計・計画に係る費用
	省エネ改修	全体改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開口部の断熱改修工事に係る費用</li> <li>・ 躯体等(外壁・屋根・天井・床)の断熱改修工事※2に係る費用</li> <li>・ 設備(高効率給湯器等)の効率化工事に係る費用※3</li> </ul>
		部分改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 省エネ化による建築物の重量化に伴う構造補強工事に係る費用※4</li> <li>・ その他必要と認める費用</li> </ul>

- ※1 モデル工事費がある場合は、モデル工事費を上限とする。モデル工事費がない場合は、実際に要した工事費を加算する。
- ※2 塗装工事は対象外。
- ※3 開口部及び躯体等の断熱改修工事に係る費用の合計額を上限とする。
- ※4 p 2 構造安全性①～③のいずれかを満たすため、ZEH 水準の全体改修とあわせて構造補強工事を行う場合に限る。

## ア モデル工事費

### (ア) 開口部(窓、ドア)の断熱改修工事

部位	対象となる改修工事		モデル工事費	
	工事種別	工事規模 <sup>※3</sup>	省エネ基準	ZEH水準
窓	ガラス交換 <sup>※1</sup>	大 1.4 m <sup>2</sup> 以上	7.2 万円/枚	9.6 万円/枚
		中 0.8 m <sup>2</sup> 以上 1.4 m <sup>2</sup> 未満	4.8 万円/枚	7.2 万円/枚
		小 0.1 m <sup>2</sup> 以上 0.8 m <sup>2</sup> 未満	2.4 万円/枚	2.4 万円/枚
	内窓設置 <sup>※2</sup> ・ 外窓交換	大 2.8 m <sup>2</sup> 以上	18.4 万円/箇所	24.8 万円/箇所
		中 1.6 m <sup>2</sup> 以上 2.8 m <sup>2</sup> 未満	14.4 万円/箇所	19.2 万円/箇所
		小 0.2 m <sup>2</sup> 以上 1.6 m <sup>2</sup> 未満	12 万円/箇所	16 万円/箇所
ドア	ドア交換	大 開戸:1.8 m <sup>2</sup> 以上 引戸:3.0 m <sup>2</sup> 以上	27.2 万円/箇所	36 万円/箇所
		小 開戸:1.0 m <sup>2</sup> 以上 1.8 m <sup>2</sup> 未満 引戸:1.0 m <sup>2</sup> 以上 3.0 m <sup>2</sup> 未満	24 万円/箇所	32 万円/箇所

※1 ガラスの交換は、個所数ではなく、交換するガラス1枚あたりに補助とする。

※2 内窓交換を含む。

※3 工事規模は、次に掲げる寸法を基準とする。

- ① ガラス交換:ガラスの寸法
- ② 内窓設置・外窓交換:内窓または外窓のサッシ枠の枠外寸法
- ③ ドア交換:開戸または引戸の戸枠の枠外寸法

### (イ) 躯体等(外壁、屋根、天井または床)の断熱改修工事

部位	断熱材の区分	断熱材の熱伝導率 (W/m・K)	モデル工事費	
			省エネ基準	ZEH水準
外壁	A~C	0.052~0.035	14.9 万円/m <sup>2</sup>	20.1 万円/m <sup>2</sup>
	D~F	0.034 以下	22.4 万円/m <sup>2</sup>	30.2 万円/m <sup>2</sup>
屋根・天井	A~C	0.052~0.035	5.3 万円/m <sup>2</sup>	7.2 万円/m <sup>2</sup>
	D~F	0.034 以下	9.1 万円/m <sup>2</sup>	12.3 万円/m <sup>2</sup>
床	A~C	0.052~0.035	18.4 万円/m <sup>2</sup>	24.5 万円/m <sup>2</sup>
	D~F	0.034 以下	27.6 万円/m <sup>2</sup>	36.8 万円/m <sup>2</sup>

### (ウ) 設備(高効率給湯器等)の効率化に係る工事

設備種別		モデル工事費 (省エネ基準・ZEH水準共通)
太陽熱利用システム		45.2 万円/戸
高断熱浴槽		41.6 万円/戸
高効率給湯器	電気ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	26.3 万円/戸
	潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	
	潜熱回収型石油給湯器(エコフィール)	
	ヒートポンプ・ガス瞬間式併用型給湯器(ハイブリッド給湯器)	
節湯水栓		5.7 万円/台

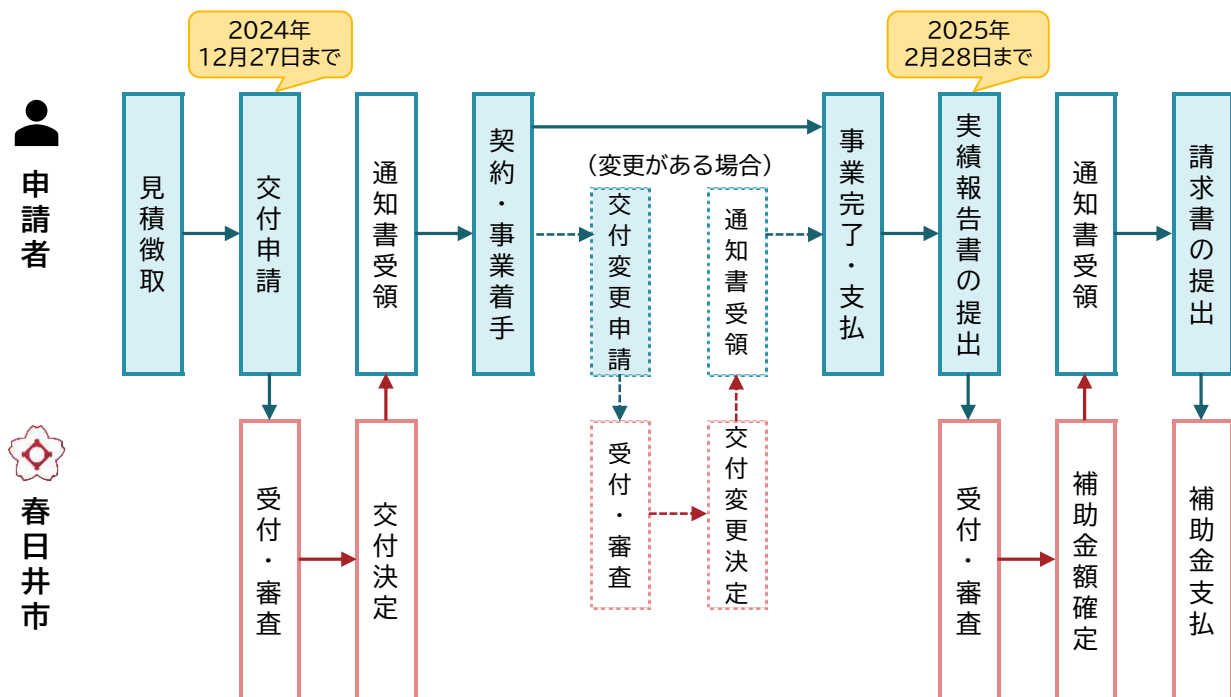
## 5 補助率・補助上限額

対象事業		補助率	補助上限額
省エネ診断		3分の2	12万円/戸
省エネ設計・改修	省エネ基準	5分の2	30万円/戸
	ZEH水準	5分の4	70万円/戸

※ 部分改修で省エネ基準とZEH水準が混在する場合は、省エネ基準の補助率及び補助上限額を適用する。

## 6 申請手続き

### (1) 手続きの流れ



※ 交付決定通知前に契約・事業着手した場合は、補助金の交付を受けることができません。

※ 交付申請は、事業着手予定日の30日前までに申請してください。

※ 補助金の交付は予算の範囲内で先着順に行います。



## (2) 交付申請について

**事業着手予定日の30日前までに**、補助金交付申請書(第1号様式)に必要書類を添えて提出してください。

### ア 提出期限

**2024年12月27日(金)【必着】**

※ 申請状況によっては、提出期限より前に交付申請の受付を締め切ることがあります。

### イ 提出方法

窓口(春日井市役所3階 環境政策課)まで直接ご提出ください。

### ウ 提出書類

提出書類		省エネ 診断	省エネ 設計・ 改修
1	第1号様式 補助金交付申請書	●	●
2	別紙1 確認書	●	●
3	別紙2、別紙3、別紙4のいずれか 内訳書	●	●
4	別紙5 現況写真等	●	●
5	滞納がないことの証明書	●	●
6	住宅の登記事項証明書	●	●
7	位置図	●	●
8	見積書の写し(補助対象事業費とそれ以外の明細がわかるもの)	●	●
9	建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類(建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等)		●
10	住戸図面(改修室、改修部位、補助対象建材・設備等がわかる図面)		●
11	【他の補助金制度を利用する場合】他の補助金等申請書の写し	○	○
12	【申請者が管理組合の場合】集会の決議を得たことを証する書類	○	○
13	【全体改修の場合】BELS 評価書等 (申請時点で評価・認証が取得できていない場合、評価申請書類及び添付書類一式)		○
14	【部分改修の場合】建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類 (参考様式1 仕様確認書、カタログ等)		○
15	【昭和56年5月31日以前に着工した建物の場合】地震に対する安全性が確認できる書類 (参考様式2 耐震性能証明書)		○
16	【一定規模以下の木造で、ZEH水準の全体改修を行う場合】構造安全性能を証明できる書類 (参考様式3 構造安全性能証明書)		○
17	【共同住宅の共有部分(窓・ドア等)を改修する場合】管理組合の承諾書 (参考様式4 省エネ改修工事承諾書等)		○

※ ●:必須 ○:該当する場合

### (ア) 内訳書(別紙2、別紙3、別紙4のいずれか)

- ・ 複数戸まとめて申請する場合、内訳書は住戸ごとに1枚必要です。
- ・ 諸経費等が一括の場合、戸数で按分してください。

### (イ) 現況写真(別紙5)

- ・ 建物全体がわかる写真を添付してください。
- ・ 改修工事を行う前の施工箇所の全体及び部分写真を添付してください。

※ 申請日の3か月以内に撮影したカラー写真としてください。

#### (ウ) 各証明書

- ・ **各証明書は、直近3か月以内に発行された原本を添付してください。(コピー不可)**
- ・ 滞納がないことの証明書は、市役所2階 市民生活部 収納課にて取得できます。  
※ 課税がない方は、所得課税証明書を添付してください。(市役所2階 市民生活部 市民税課またはコンビニ交付サービス(マイナンバーカードが必要)にて取得できます)
- ・ 登記情報提供サービスにおいて提供される登記情報は閲覧用のため、住宅の登記事項証明書にはなりません。

#### (I) 見積書の写し

- ・ 内訳書(別紙2、別紙3、別紙4のいずれか)と整合性が図れるように、施工部位ごとの明細を記載してください。

<記載例>

対象事業	数量	工事費	備考
省エネ設計費	一式	〇〇円	
内窓設置 〇〇㎡	2 箇所	〇〇円	仕様〇〇〇〇
内窓設置 〇〇㎡	1箇所	〇〇円	仕様〇〇〇〇
壁断熱改修	〇〇㎡	〇〇円	仕様〇〇〇〇
高効率給湯器	1式	〇〇円	仕様〇〇〇〇

- ・ 複数戸まとめて申請する場合は、住戸ごとの工事内容・工事費がわかるようにしてください。

#### (オ) カタログ等

- ・ メーカー、仕様・性能、型番、製品番号、JIS規格等がわかる製品カタログのコピー等を添付してください。**該当の品番等を赤線で囲ってください。**

#### (カ) 耐震性能証明書

- ・ 昭和56年5月31日以前に着工した建物について、省エネ設計・改修をする場合に提出してください。すでに建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年国土交通省告示第184号)別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に照らした耐震診断(国土交通大臣が同等と認めた方法を含む。)により構造安全性が確かめられている、または耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施する必要があります。

#### (キ) 構造安全性の確認書類

- ・ 対象住宅の階数が2階以下、かつ、床面積が 500 ㎡以下の木造住宅において、ZEH 水準の全体改修を行う場合に提出してください。該当する場合は、p\_2 構造安全性①～④のいずれかに該当することが確認されている、または構造安全性を満たすための構造補強工事を実施する必要があります。
- ・ p\_2 構造安全性④に該当する場合は、当該住宅の所有者及び居住者の同意書の写しを提出してください。

#### (ク) その他

- ・ 補助対象工事等について疑義がある場合、追加書類等を求めることがあります。
- ・ 補助金額等に妥当性が認められない場合、市長が認めた額により補助金を算出します。

### (3) 変更申請について

- 交付決定通知書を受領後に、**やむを得ず**、事業内容を変更する場合は、補助金交付変更申請書(第4号様式)に交付申請の際に添付した書類のうち、変更のある書類を添付して提出してください。
- ただし、軽微な変更(補助金の額に変更がない経費配分や施工箇所の変更など)の場合、変更申請は不要です。その場合、完了実績報告時に、変更内容がわかる書類を添付してください。

### (4) 完了実績報告について

- **事業完了後 30 日以内に**、完了実績報告書(第7号様式)に必要書類を添えて提出してください。
- 完了実績報告の内容は、交付申請時に提出した見積書や内訳書に記載されている工事内容、仕様、数量等と合致している必要があります。

#### ア 提出期限

**2025年2月28日(金)【必着】**

#### イ 提出方法

窓口(春日井市役所3階 環境政策課)まで直接ご提出ください。

#### ウ 提出書類

提出書類		省エネ 診断	省エネ 設計・ 改修
1	第7号様式 補助金完了実績報告書	●	●
2	別紙2、別紙3、別紙4(第1号様式)のいずれか 内訳書	●	●
3	請負契約書の写し	●	●
4	支払を証する書類(領収書の写し、送金伝票の写し等)	●	●
5	振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳等の写し	●	●
6	省エネ診断報告書の写し	●	
7	別紙1 工事写真 (工事中及び工事完了後の写真、仕様(メーカー、型番、製造番号)が分かる写真)		●
8	別紙2 施工チェックリスト		●
9	出荷証明書または納品書		●
10	省エネ設計を実施したことが分かる資料		○
11	【全体改修またはBELS評価・認証費用を補助対象経費とした場合】 BELS 評価書の写し	○	○
12	【昭和56年5月31日以前に着工した建物のうち、省エネ改修と併せて耐震改修を実施した場合】 地震に対する安全性が確認できる書類(参考様式2 耐震性能証明書)		○
13	【ZEH水準の全体改修と併せて構造補強工事を実施した場合】 構造安全性能を証明できる書類 (参考様式3 構造安全性能証明書)		○

※ ●:必須 ○:該当する場合

#### (ア) 請負契約書

- ・ 工事請負契約書の写しを添付してください。
- ・ 注文書及び請書により請負契約を締結する場合は、注文書及び請書の写しを添付してください。

#### (イ) 支払を証する書類

- ・ 請負契約の発注者(申請者)から請負者(工事施工者)へ工事代金を支払ったことが金融機関等の第三者により公的に証明できる書類を添付してください。

- ・申請者の名義以外の支払は認められません。
- ・但し書きとして、補助対象事業であることがわかるよう、内容を記載してください。
- ・支払方法によって提出書類が異なりますので、該当する書類を提出してください。

支払を証する書類	
領収書の写し	
送金伝票または振込伝票の写し (発行金融機関の印があるもの)	銀行窓口支払の場合
ATM利用明細票の写し	ATM支払の場合
振込を証する書類及び通帳の写し	ネットバンキング支払の場合

(ウ) 振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳等の写し

- ・請求書(第9号様式)に記載する申請者名義の口座の預金通帳等の写しを添付してください。

(I) 省エネ診断報告書の写し

- ・省エネ診断報告書の写し、省エネ診断を実施したことがわかる設計図や現地調査による現状確認結果等を添付してください。

(オ) 工事写真(別紙1)

- ・施工中及び施工後のカラー写真を添付してください。

工事の種類	施工中	施工後
開口部	・開口部を撤去した時点の写真	・開口部を設置完了した後の写真
躯体等	・仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真	・周辺の仕上等を含め、工事が完了した後の写真
設備	・既存設備がある場合、既存設備を撤去した時点の写真 ・LED照明については、工事施工中の写真	・設備設置後の写真 ・型番の拡大写真

- ・施工後の写真は品番または型番がわかるものとしてください。

(カ) 出荷証明書または納品書

- ・品番または型番、及び数量がわかるものとしてください。

(キ) 省エネ設計を実施したことが分かる資料

- ・省エネ設計を実施したことがわかる調査資料や改修設計図、工事計画書等を添付してください。

(ク) 耐震性能証明書

- ・昭和56年5月31日以前に着工した住宅において、同時に耐震改修工事を実施した場合、別途耐震改修工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

(ケ) 構造安全性の確認書類

- ・ZEH水準の全体改修において、同時に構造安全性を満たすための構造補強工事を実施した場合、別途構造補強工事を実施したことを確認するための書類を提出してください。

(コ) その他

- ・補助対象工事等について疑義がある場合、追加書類等を求めることがあります。

## (5) 補助金額確定について

- 完了実績報告について、適正であれば市から補助金額確定通知を行います。
- 補助金額の確定に当たり、必要に応じて住戸の状況、改修工事の実施状況等を確認するため、現場検査を行うことがあります。検査等の結果、適正に事業が完了していないことが確認された場合、または検査の実施を拒まれる場合は、補助金が交付されません。

## (6) 請求書の提出について

- 申請者は、補助金額確定通知を受領後、すみやかに請求書(第9号様式)を提出してください。  
※ 完了実績報告にあわせて提出することもできます。
- p\_9 提出書類「5 振込口座の口座番号、口座名義(フリガナ)等が確認できる預金通帳等の写し」に記載された申請者名義の口座を記載してください。

## 7 その他留意事項

---

### (1) 他の補助金との関係

- 原則、国や県、市の他の補助制度との併用はできません。ただし、本補助制度が対象とする部分が明確に切り分けられる場合に限り、併用することが可能です。
- 以下に例示した国から交付される省エネ改修等に係る補助については、工事契約及び工期が別で、補助対象となる部分が明確に切り分けられる場合などに限って、本補助制度が対象とする部分に係る経費を対象経費から除くことで併用できます。

<例>

- ・ [住宅省エネ2024キャンペーン\(国\)](#)  
「[子育てエコホーム支援事業](#)」、「[先進的窓リノベ事業](#)」、「[給湯省エネ事業](#)」
- ・ [既存住宅における断熱リフォーム支援事業\(国\)](#)

## 8 記入例

### (1) 第1号様式 補助金交付申請書

書類の作成にあたっては、消せるボールペンを使用しないでください。

第1号様式（第7条関係）

#### 補助金交付申請書

提出日を記入 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

(宛先) 春日井市長

必ず記入  
該当する場合記入

補助事業者（申請者）

住所 〒 486 - 8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地

フリガナ カスガイ ハルヨ  
氏名 春日井 春代

法人の場合は、  
代表者氏名も記入

※法人その他団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名

電話番号 0568-85-6216

メールアドレス kansei@city.kasuga.lg.jp

春日井市民間住宅省エネ改修費補助金交付要綱第7条の規定により、必要書類を添えて次のとおり補助金の交付を申請します。

#### 1 対象住宅

建築物の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 一戸建て住宅	<input type="checkbox"/> 長屋又は共同住宅	どちらか
	<input checked="" type="checkbox"/> 該当する場合記入	<input type="checkbox"/> 全棟 (全 戸)	
		<input type="checkbox"/> 一部の住戸 ( 戸 / 戸)	

#### 2 対象住宅の概要

登記事項証明書の所在欄の地名地番を記入

所在地（地番）	春日井市 鳥居松町5丁目44番		
建物名称			(※共同住宅等の場合)
号室			(※一部の住戸の場合)
所有状況	<input checked="" type="checkbox"/> 持家	<input type="checkbox"/> 賃貸住宅	どちらか
規模	地上 2 階	地下 階	
構造	木造		
面積	(全棟) 延べ面積	m <sup>2</sup>	(※共同住宅等の場合)
	(対象住宅) 延べ面積	120.0 m <sup>2</sup>	
住宅の比率	60.0 %	(※店舗等の用途を兼ねる場合)	
建築時期	平成 ○ 年頃	(築 ○○ 年)	
建築確認取得年月日	平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	(※省エネ設計・改修の場合)	

### 3 補助申請内容

対象事業	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ診断（別紙2）	<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ設計及び省エネ改修		
改修後省エネ性能	<input type="checkbox"/> 省エネ基準相当（別紙3）	<input checked="" type="checkbox"/> ZEH水準相当（別紙4）	どちらか	
省エネ設計・改修の場合	改修範囲	<input type="checkbox"/> 全体改修（省エネ基準又はZEH水準に相当する旨のBELS等の認証の添付あり） <input checked="" type="checkbox"/> 部分改修（各建材・設備等が仕様規定に適合）	どちらか	
	工事内容	<input checked="" type="checkbox"/> 既存開口部（窓・ドア）の断熱改修 <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システムの設置 <input checked="" type="checkbox"/> 高効率給湯器の設置 <input type="checkbox"/> 燃料電池の設置 <input type="checkbox"/> 蓄電池の設置 <input type="checkbox"/> 省エネ設計 <input type="checkbox"/> 構造補強工事（ZEH水準を満たす全体改修とあわせて行う場合に限る）	<input checked="" type="checkbox"/> 躯体等の断熱改修 <input checked="" type="checkbox"/> 高断熱浴槽の設置 <input checked="" type="checkbox"/> 節湯水栓の設置 <input type="checkbox"/> コージェネレーション設備の設置 <input type="checkbox"/> LED照明の設置	該当するものすべて
補助対象事業費	1,000,000 円	（※工事費から対象外経費及び消費税を除く）		
補助金等	利用の有無	<input type="checkbox"/> 他の補助金等を利用する	<input checked="" type="checkbox"/> 他の補助金等を利用しない	どちらか
	その他補助金等補助対象事業費	円（※当該補助対象事業費は除く）		
	その他補助金等名称	実施主体		

### 4 工事施工者

事業者名	有限会社●●●●●		
担当者名	●● ●●		
事業所在地	〒○○○-○○○ ●●●県●●●市●●●町○○-○○		
電話番号	○○○○-○○-○○○○	メールアドレス	○○○○○@○○○○○○○
工事着手予定日	令和 ○年 ○月 ○日	（※申請日から30日目以降の日付）	
工事完了予定日	令和 ○年 ○月 ○日	（※本年度2月末日までの日付）	

### 5 手続きに関する問い合わせ先 いずれか

<input type="checkbox"/> 申請者本人（上記「申請者住所等」に同じ）		
<input checked="" type="checkbox"/> 工事施工者（上記「4 工事施工者」と同じ）		
<input type="checkbox"/> その他		
住所	〒	
事業者名		
氏名		
電話番号	メールアドレス	

## (2) 別紙1(第1号様式) 確認書

別紙1 (第1号様式)

### 確認書

申請者自ら確認のうえ、次の項目にチェックしてください。

補助要件	
必須	<input checked="" type="checkbox"/> 本申請書の記載内容に虚偽はありません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業の契約前です。
	<input checked="" type="checkbox"/> 本事業の完了実績報告書を本年度の2月末までに提出します。
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者は、春日井市暴力団排除条例に規定する暴力団員ではなく、暴力団又は暴力団員と密接な関係でもありません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者以外に対象住宅の共有者がいる場合、共有者全員の同意を得ています。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業を実施する住宅は、現にZEH水準を満たしていません。
	<input checked="" type="checkbox"/> 事業を実施する住宅は、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満です。
	<input checked="" type="checkbox"/> 下記の提出書類に不足がないことを確認しました。
該当時	<input checked="" type="checkbox"/> 【省エネ改修の場合】 設備の効率化に係る補助額は開口部等の断熱化に係る補助額以下となっています。
	<input checked="" type="checkbox"/> 【部分改修の場合】 複数の開口部を改修します。
	<input checked="" type="checkbox"/> 【省エネ基準相当への省エネ改修の場合】 省エネ基準に適合していない住宅及び住宅の部分について、改修を行います。
	<input type="checkbox"/> 【ZEH水準相当への省エネ改修の場合】 省エネ基準に適合していない又は省エネ基準相当の住宅及び住宅の部分について、改修を行います。
<input type="checkbox"/> 【他の補助金を利用する場合】 補助対象事業費は重複していません。	

提出書類 (共通)	
必須	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号様式 補助金交付申請書
	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙1 確認書
	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙2、別紙3、別紙4のいずれか 内訳書
	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙5 現況写真等
	<input checked="" type="checkbox"/> 滞納がないことの証明書
	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の登記事項証明書
	<input checked="" type="checkbox"/> 位置図
該当時	<input checked="" type="checkbox"/> 見積書の写し(補助対象事業費とそれ以外の明細がわかるもの)
	<input type="checkbox"/> 【他の補助金制度を利用する場合】 他の補助金等申請書の写し
	<input type="checkbox"/> 【補助事業者が管理組合の場合】 集会の決議を得たことを証する書類

※ 証明書は、直近3か月以内に発行されたもの(コピー不可)

提出書類 (省エネ設計・改修)	
必須	<input checked="" type="checkbox"/> 建築確認年月日及び延べ面積が分かる書類(建築確認済証の写し、台帳記載事項証明等)
	<input checked="" type="checkbox"/> 住戸図面(改修室、改修部位、補助対象建材・設備等がわかる図面)
該当時	<input type="checkbox"/> 【全体改修の場合】 BELS評価書等
	<input checked="" type="checkbox"/> 【部分改修の場合】 建材、設備等の内訳、仕様等が確認できる書類(参考様式1 仕様確認書、カタログ等)
	<input type="checkbox"/> 【昭和56年5月31日以前に着工した建物の場合】 地震に対する安全性が確認できる書類(参考様式2 耐震性能証明書)
	<input type="checkbox"/> 【一定規模以下の木造で、ZEH水準の全体改修を行う場合】 構造安全性能を証明できる書類(参考様式3 構造安全性能証明書)
<input type="checkbox"/> 【共同住宅の共有部分(窓・ドア等)を改修する場合】 管理組合の承諾書(参考様式4 省エネ改修工事承諾書等)	

※ 証明書は、直近3か月以内に発行されたもの(コピー不可)



### (3) 別紙2(第1号様式) 内訳書(省エネ診断)

別紙2(第1号様式)

該当する色付きセルを記入

#### 内訳書(省エネ診断)

対象建物の種類を選択

対象建物	戸建住宅	補助率	2/3
補助対象事業		費用	
診断に係る費用		20,000	円
診断のための調査に係る費用		20,000	円
BELS等の評価・認証に係る費用		50,000	円
補助対象事業費の合計(①)		90,000	円
補助金額の算定(②)	①×補助率(2/3) ※千円未満切り捨て	60,000	円
上限額(③)		120,000	円
補助申請額	②、③のいずれか低い額	60,000	円

(4) 別紙3(第1号様式) 内訳書(省エネ設計・改修)【省エネ基準相当】

該当する色付きセルを記入

別紙3(第1号様式)

内訳書(省エネ設計・改修) 【省エネ基準相当】

対象建物		戸建住宅		改修の範囲		部分改修		補助率	2/5			
対象建物の種類を選択 補助対象工事				改修の範囲を選択 数量		モデル工事費 (単価)		モデル工事による 工事費(小計)		実際の工事費		
A	開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事	窓	ガラス交換	大	枚	72,000	円/枚		円		円	
				中	枚	48,000	円/枚		円		円	
				小	枚				円		円	
			内窓設置	大	1	箇所	184,000	円/箇所	184,000	円	200,000	円
				中	1	箇所	144,000	円/箇所	144,000	円	100,000	円
				小		箇所	120,000	円/箇所		円		円
		外窓交換	大						円		円	
			中						円		円	
	ドア	大		箇所	272,000	円/箇所		円		円		
		小		箇所	240,000	円/箇所		円		円		
	既存外壁、屋根・天井、床の断熱 (使用する断熱材の区分に応じた欄に数量を記載してください。)	外壁	A-C			140,000	円/㎡		円		円	
			D-F					円		円		
		屋根・天井	A-C						円		円	
			D-F		㎡	91,000	円/㎡		円		円	
床		A-C		㎡	184,000	円/㎡		円		円		
		D-F		㎡	276,000	円/㎡		円		円		
Aの小計(①)				「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計				284,000	円			
B	太陽熱利用システム				式	452,000	円/戸		円		円	
	高断熱浴槽			1	式	416,000	円/戸	416,000	円	450,000	円	
	高効率給湯器				式	263,000	円/戸		円		円	
	節湯水栓				台	57,000	円/台		円		円	
	燃料電池				台						円	
	家庭用コージェネレーション設備				式						円	
	蓄電池				式						円	
	LED照明				式						円	
Bの小計				「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計				416,000	円			
B≤Aに補正(②)								284,000	円			
その他 (③)	省エネ設計等に要する費用										円	
	BELS等の評価・認証に係る費用										円	
	諸経費等(諸経費等を別項目としている場合に記入)										100,000	円
	値引き(値引きを別項目としている場合に記入)										-50,000	円
補助対象事業費(④)		①+②+③の合計									618,000	円
補助金額の算定(⑤)		④×補助率(2/5) ※千円未満切り捨て									247,000	円
上限額(⑥)											300,000	円
<b>補助申請額</b>		⑤、⑥のいずれか低い額									<b>247,000</b>	円

※諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分した金額となります。  
 ※消費税は補助対象工事費用に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

(5) 別紙4(第1号様式) 内訳書(省エネ設計・改修)【ZEH水準相当】

該当する色付きセルを記入

内訳書(省エネ設計・改修)【ZEH水準相当】

別紙4(第1号様式)

対象建物		戸建住宅		改修の範囲		部分改修		補助率	4/5				
A	開口部や躯体等の断熱化に係る改修工事	既存開口部の断熱改修	窓	ガラス交換	大	枚	96,000	円/枚		円			
					中	枚	72,000	円/枚		円			
小					枚		円		円				
内窓設置				大	箇所	1	箇所	248,000	円/箇所	248,000	円	200,000	円
				中	箇所	1	箇所	192,000	円/箇所	192,000	円	100,000	円
				小	箇所		箇所	160,000	円/箇所		円		円
外窓交換			大							円		円	
			中							円		円	
ドア			大	箇所		箇所	360,000	円/箇所		円		円	
			小	箇所		箇所	320,000	円/箇所		円		円	
既存外壁、屋根・天井、床の断熱(使用する断熱材の区分に応じた欄に数量を記載してください。)	外壁	A-C	2.2	m <sup>2</sup>	201,000	円/m <sup>2</sup>	442,200	円	450,000	円			
		D-F						円		円			
	屋根・天井	A-C							円		円		
		D-F			m <sup>2</sup>	123,000	円/m <sup>2</sup>		円		円		
	床	A-C			m <sup>2</sup>	245,000	円/m <sup>2</sup>		円		円		
		D-F			m <sup>2</sup>	368,000	円/m <sup>2</sup>		円		円		
Aの小計(①)		「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計							742,200	円			
B	設備の効率化に係る工事	太陽熱利用システム		式	452,000	円/戸		円		円			
		高断熱浴槽	1	式	416,000	円/戸	416,000	円	400,000	円			
		高効率給湯器	1	式	263,000	円/戸	263,000	円	600,000	円			
		節湯水栓	1	台	57,000	円/台	57,000	円	50,000	円			
		燃料電池		台						円			
		家庭用コージェネレーション設備		式						円			
		蓄電池	1	式					2,000,000	円			
		LED照明		式						円			
Bの小計		「モデル工事費」と「実際の工事費」のうち、いずれか低い額の計							2,713,000	円			
B≦Aに補正(②)									742,200	円			
その他(③)	省エネ設計等に要する費用										円		
	BELS等の評価・認証に係る費用										円		
	重量化に伴う構造補強工事(全体改修の場合のみ対象)										円		
	諸経費等(諸経費等を別項目としている場合に記入)									50,000	円		
	値引き(値引きを別項目としている場合に記入)									-20,000	円		
補助対象事業費(④)		①+②+③の合計							1,514,400	円			
補助金額の算定(⑤)		④×補助率(4/5) ※千円未満切り捨て							1,211,000	円			
上限額(⑥)									700,000	円			
補助申請額		⑤、⑥のいずれか低い額							700,000	円			

※諸経費等、値引きの項目に記載する金額は、全体工事費に占める補助対象工事費の率で按分した金額となります。  
 ※消費税は補助対象工事費用に含まれませんので、補助申請額の算定には消費税を除く金額を記入してください。

## (6) 別紙5(第1号様式) 現況写真

別紙5 (第1号様式)

### 現況写真

#### 1 工事着手前の外観写真

対象建物の全体が分かる写真を貼り付けてください。

※申請日の3か月以内に撮影した写真

撮影日： 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

建物全体が写ったカラー写真を添付してください。

### 外観写真

現像またはプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、  
データ上に、画像データを貼り付けてください。

## 2 工事着手前の施工箇所の写真

1 住戸ごと、施工箇所ごとに1枚作成してください。必要に応じてシートを追加してください。  
補助対象工事を行う予定の箇所ごとに、補助対象工事前の状況が確認できる現況写真を貼り付けてください。

部屋番号  
(共同住宅等の場合)

工事種別	開口部の断熱改修工事
施工箇所	居間

工事前の写真（全体/部分）

(撮影日： 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 )

- ・添付する写真は1シートにつき、2～4枚程度としてください(縦横どちらでも可)。
- ・それぞれの工事種別について、改修予定箇所がわかるようにしてください。
- ・カラー写真を添付してください。

### 施工前の写真（全体）

現像またはプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、  
データ上に、画像データを貼り付けてください。

### 施工前の写真（部分）

現像またはプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、  
データ上に、画像データを貼り付けてください。

## (7) 参考様式1 仕様確認書

### 仕様確認書

(部分改修を行う場合に記入してください。)

参考様式1

#### 開口部（窓及びドア）

番号 (図面に対応)	工事種別	規模			使用する製品			備考
		高さ (m)	幅 (m)	面積 (㎡)	メーカー名	製品名	製品型番	
窓①	内窓設置	2.2	1.6	3.96	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	〇〇	子育てエコホーム支援事業に登録 「断熱等」の性能区分B 子育てエコホーム支援事業に登録 「断熱等」の性能区分A
窓②	内窓設置	1.3	1.6	2.34	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	〇〇	

※ 製品のカatalog等を添付すること。建材登録されている製品の場合は、備考欄に登録内容を記載すること。

※ 行が不足する場合は、適宜挿入して下さい。以下同じ。

#### 断熱材

番号 (図面に対応)	断熱材の 使用部位	断熱材の 区分 (A~F)	規模		熱抵抗 (㎡・K/W)	使用する製品			備考
			面積 (㎡)	厚み (mm)		メーカー名	製品名	製品型番	
外壁①	外壁	D	2.2	90	2.7	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	〇〇	子育てエコホーム支援事業に登録 カタログよりZEH水準適合

※ 製品のカatalog等を添付すること。建材登録されている製品の場合は、備考欄に登録内容を記載すること。

#### 設備機器

番号 (図面に対応)	設備種別	使用する製品			備考
		メーカー名	製品名	製品型番	
①	高断熱浴槽	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	〇〇	
②	高効率給湯器	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	〇〇	
③	節湯水栓	〇〇〇〇	〇〇〇-〇〇〇	〇〇	

※ 製品のカatalog等を添付すること。設備登録されている製品の場合は、備考欄に登録内容を記載すること。

## (8) 参考様式2 耐震性能証明書

参考様式2

(対象建物が昭和56年5月31日以前に着工した建築物を省エネ改修する場合に記入してください。)

### 耐震性能証明書

建物名称 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
規模 : 地下 \_\_\_\_\_ 階、地上 \_\_\_\_\_ 階、塔屋 \_\_\_\_\_ 階  
構造種別 : (木造・鉄筋コンクリート・鉄骨造・鉄骨鉄筋コンクリート造)  
※該当する構造種別を囲んでください。

- 既に地震に対する安全性に係る規定に適合することが確認されている場合

上記建物の耐震性能については、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、所要の耐震性能を有していることを証明します。

なお、故意又は過失による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解したうえで、証明したことを確認します。

- 耐震基準を満たすための耐震改修工事を実施する場合

上記建物について、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）」第4条第1項の規定に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）」の「（別添）建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」に照らし、所要の耐震性能を有する工事を春日井市住宅省エネ改修費補助金交付要綱に基づく補助事業と同時期に実施します。

なお、完了実績報告時に、耐震性能を有した旨を別途証明します。

(一級・二級・木造) 建築士登録番号 \_\_\_\_\_  
建築士の氏名 \_\_\_\_\_ ※1  
建築士の連絡先 \_\_\_\_\_ ※2  
建築士事務所名 \_\_\_\_\_  
知事登録 \_\_\_\_\_ 号  
所在地 \_\_\_\_\_  
連絡先 \_\_\_\_\_

※1 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明し、  
建築士免許書又は建築士登録証明書の写しを添付してください。

※2 携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。

## (9) 参考様式3 構造安全性能証明書

参考様式3

(対象建物が2階以下かつ床面積500㎡以下の木造住宅で、ZEH水準の全体改修を行う場合に記入してください。)

### 構造安全性能証明書

建物名称 :   
所在地 :   
規模 : 地下 階、地上 階、塔屋 階

- 既に構造安全性に係る以下のいずれかの基準を満たすことが確認されている場合  
上記建物については、以下のいずれかの基準に該当しており、所要の構造安全性能を有していることを証明します。  
なお、故意又は過失による虚偽の証明、未確認での証明などの行為があったことが判明した場合には、建築士法第10条の規定に基づく懲戒処分の対象となることを十分に理解したうえで、証明したことを確認します。
- 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること
  - 壁量等基準（案）又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること
  - 現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅であること
  - 現行の住宅性能表示制度における耐震等級2を満たし、かつ、補助事業者に対して以下の事項の説明を行った上で同意を得た住宅であること（同意書を添付）
    - 国土交通省において、壁量等基準（案）を原案として政省令・告示等の検討を進め、パブリックコメント等の手続きを経た上で確定、交付することを予定しており、確定・交付された基準は、令和7年4月以降に建築される木造のZEH水準の住宅が満たすべき基準となること
    - 当該住宅が、上記見直しにより、見直し後の壁量等の基準を満たさなくなる可能性があること
- 構造安全性に係る以下のいずれかの基準を満たすための構造補強工事を実施する場合  
上記建物については、所要の構造安全性能を有する工事（以下のいずれかの基準を満たすための工事）を春日井市住宅省エネ改修費補助金交付要綱に基づく補助事業とあわせて実施します。  
なお、完了実績報告時に、構造安全性能を有した旨を別途証明します。
- 構造計算により構造安全性が確かめられた住宅であること
  - 壁量等基準（案）又は公布後の壁量等の基準により構造安全性が確かめられた住宅であること
  - 現行の住宅性能表示制度における耐震等級3を満たす住宅であること

(一級・二級・木造) 建築士登録番号   
建築士の氏名 ※1   
建築士の連絡先 ※2   
建築士事務所名   
知事登録 号   
所在地   
連絡先

- ※1 当該建築物を設計することができる資格を有する者が証明し、建築士免許書又は建築士登録証明書の写しを添付してください。  
※2 携帯電話等、日中連絡がとれる電話番号を必ず記入してください。



## (10) 参考様式4 省エネ改修工事承諾書等

参考様式4

(宛先) 春日井市長

令和 年 月 日  
補助事業者名

### 省エネ改修工事承諾書等

春日井市住宅省エネ改修費補助金交付要綱第7条第1項に基づき申請する春日井市住宅省エネ改修促進事業補助金について、次のとおり管理組合の承諾を得ています。

また、当該改修工事等により問題が生じた場合は、私の責任において工事の変更又は原状回復をし、管理組合には一切の迷惑をかけません。

- 1 対象住宅  
建物名称  
部屋番号・家屋番号  
(共同住宅等の場合)
- 2 工事内容
- 3 工事予定期間  
令和 年 月 日 ~ 年 月 日
- 4 工事施工者  
名称  
住所  
電話番号  
担当者
- 5 添付書類

### 承諾書

補助事業者(申請者)を記入

令和 年 月 日

様

貴殿より申し出のありました省エネ改修工事を承諾いたします。

管理組合の承諾を得たうえで、  
理事長の氏名を記入・押印

役職  
氏名

印

# (11) 第7号様式 補助金完了実績報告書

第7号様式（第11条関係）

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

（宛先）春日井市長

補助事業者（申請者）

住所 〒 486 - 8686

春日井市鳥居松町5丁目4番地

フリガナ カスガイ ハルヨ

氏名 春日井 春代

※法人その他団体にあつては、主たる事務所の所在地、その名称及び代表者氏名

## 補助金完了実績報告書

春日井市民間住宅省エネ改修費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、必要書類を添えて次のとおり事業の完了を報告します。

交付決定通知書の右上の日付と番号を記入

1 補助金交付決定番号 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 ○ 春環第 ○○-○○ 号

### 2 実施概要

対象住宅の所在地	春日井市	鳥居松町5丁目4番地		
所在地（地番）	春日井市	鳥居松町5丁目4番		
建物名称				（※共同住宅等の場合）
号室				（※一部の住戸の場合）
対象住戸数 （共同住宅等の場合）	総戸数		戸のうち、対象住戸数	
対象事業	<input checked="" type="checkbox"/> 住宅の省エネ診断 <input checked="" type="checkbox"/> 住宅の省エネ設計及び省エネ改修			
交付決定額又は 交付変更決定額	700,000 円			
契約日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
事業着手日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
事業完了日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			

### 3 添付書類

要綱別表4に基づき必要な書類

## (12) 別紙1(第7号様式) 工事写真

別紙1 (第7号様式)

1住戸ごと、施工箇所ごとに1枚作成してください。必要に応じてシートを追加してください。

### 工事写真

部屋番号  
(共同住宅等の場合)

補助対象工事を実施したことがわかるように撮影した施工中及び工事後の写真を貼り付けてください。

工事種別	開口部の断熱改修工事
施工箇所	居間
施工中の写真 (撮影日：令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 )	
<ul style="list-style-type: none"><li>・(開口部)開口部を撤去した時点の写真を添付してください。</li><li>・(躯体等)仕上材等を撤去し、断熱材を設置している写真を添付してください。</li><li>・(設備) 既存設備を撤去した時点の写真を添付してください。</li></ul>	
<h4>施工中の写真</h4> <p>現像又はプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、データ上に、画像データを貼り付けてください。</p>	
施工後の写真 (撮影日：令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 )	
<ul style="list-style-type: none"><li>・(開口部)開口部を設置完了した後の写真を添付してください。</li><li>・(躯体等)周辺の仕上等を含め、工事が完了した後の写真を添付してください。</li><li>・(設備) 設備設置後の写真と、型番の拡大写真を添付してください。</li></ul>	
<h4>施工後の写真</h4> <p>現像又はプリントアウトしたものをのりで貼り付けるか、データ上に、画像データを貼り付けてください。</p>	

## (13) 別紙2(第7号様式) 施工チェックリスト

別紙2 (第7号様式)

### 施工チェックリスト

#### 1 共通項目

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	施工中・施工後の写真を撮影した。
<input checked="" type="checkbox"/>	使用資材が別表1の基準に適合しているとわかるように写真を撮影した。
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱改修を行った開口部について、1箇所ごとに写真を撮影した。

#### 2 天井を改修する場合(天井を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した。
	天井面の断熱材は、防湿フィルムを室内側に施工した。
<input type="checkbox"/>	※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く。 ただし、施工不要理由が分かる資料(カタログ等)を添付すること。
<input type="checkbox"/>	天井は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した。

#### 3 壁・床(基礎)を改修する場合(壁・床(基礎)を改修しない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	断熱材を隙間なく施工した。
	防湿フィルムの耳部分は、柱や間柱の見付け面に留めた。
<input checked="" type="checkbox"/>	※防湿フィルムの施工が不要な断熱材を用いた場合を除く。 ただし、施工不要理由が分かる資料(カタログ等)を添付すること。
<input checked="" type="checkbox"/>	外壁と床(基礎)の取り合い部、間仕切り壁と床の取り合い部に気流止めを施工した。
<input checked="" type="checkbox"/>	壁・床(基礎)の施工は、内装下地を塞ぐ前に断熱材施工がわかるように写真を撮影した。

#### 4 設備の効率化工事をする場合(設備の効率化工事をしない場合はチェック不要です。)

適合	項目
<input checked="" type="checkbox"/>	機器の仕様に適合するよう適切に施工した。
<input checked="" type="checkbox"/>	不可視部分をふさぐ前に施工状況がわかるように写真を撮影した。

上記内容について施工内容等と相違ないことを確認しました。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

事業者名 有限会社●●●●

担当者名 ●● ●●

(14) 第9号様式 請求書

第9号様式(第13条関係)

## 請 求 書

提出時に記入するため、日付は記入しない 年 月 日

(宛先) 春日井市長

請求者は「補助金完了実績報告書(第7号様式)」の「補助事業者(申請者)」と一致すること

請求者 春日井 春代  
住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地  
氏名 春日井 春代

下記の金額を請求します。

1 件 名 民間住宅省エネ改修費補助金

2 請求金額 ¥ × × × × × × 円

・完了実績報告時に提出した  
「振込口座等が確認できる預金通帳等の写し」と同じ口座を記入  
・「請求者」名義であること

金融機関	〇〇〇〇	銀行 信用金庫 農協	預金種別	普通	口座番号	●●●●●●●●
	〇〇〇	支店		当座	フリガナ 口座名義人	カスガイ ハルヨ 春日井 春代

市使用欄

検収日 年 月 日

検収者 印

ゆうちょ銀行の場合は、津町に記載されている「振込用の支店名」、「口座番号」を記入  
【例】支店名:二一八支店 口座番号:0123456(7桁)

## 9 用語説明

---

### i 省エネ基準

一次エネルギー消費量基準(住宅内で消費されるエネルギー量に関する基準)と外皮基準(屋根や外壁などの断熱性能に関する基準)の2つの基準

### ii ZEH(ゼッチ)水準

日本住宅性能表示基準の断熱等性能等級5、かつ一次エネルギー消費量等級6(省エネ基準の基準値から20%削減となる)の基準を満たす省エネ性能の水準

### iii 管理組合

「区分所有法」第3条若しくは第65条に規定する団体または同法第47条第1項(同法第66条において準用する場合を含む。)に規定する法人

### iv BELS

建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項(令和5年国土交通省告示第970号)における表示すべき事項に関する第三者による評価。

### v 子育てエコホーム支援事業

住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る2024年度の国土交通省の事業です。同事業のホームページより、登録建材・設備機器等が確認できます。

<https://kosodate-ecohome.mlit.go.jp/reform/>